

四日市市告示第 7 5 号

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（指導及び監査の形態） 第 4 条 指導の形態は原則として次のとおりとする。 （1）（略） （2）運営指導 ア（略） イ 実施頻度 原則として<u>指定又は許可の有効期間内に少なくとも 1 回以上、</u>指導の対象となる指定地域密着型サービス事業者等について行う。 ウ（略） 2 （略）	（指導及び監査の形態） 第 4 条 指導の形態は原則として次のとおりとする。 （1）（略） （2）運営指導 ア（略） イ 実施頻度 原則として<u>3 年に 1 回以上の頻度で、</u>指導の対象となる指定地域密着型サービス事業者等に対して行う。 ウ（略） 2 （略）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（健康福祉部福祉総務課）